





モニタリングプロット設置箇所の考え方

1. プロジェクト対象地のうち、尾根筋や小流域等の自然条件に着目してモニタリングプロットのエリアを決定。
2. さらに、複数の樹種がある場合には、それぞれに区分。
3. それぞれの区域から活動量のモニタリングポイント単位で各 1 箇所を測定。(極力面積の大きい箇所を測定)
4. 各モニタリングポイントのうちモニタリングポイント No.1、No.2、No.3、No.7、No.8 についてはモニタリングポイントのエリアが林相的なまとまりはあるものの、1つ1つの面積が小さいことから、過大とならない尾根筋にモニタリングプロットを設定した。モニタリングポイント No.4、No.5、No.6 については、上記に比べて大きな面積としてまとまっており、最も面積の大きい箇所の中腹にモニタリングプロットを設定した。